

旧	新
<p>第1部 総 則 第1章 計画の目的・方針 第1節 三重県の地震・津波対策の考え方 第1項 本県のおかれている状況 未曾有の人的被害、経済被害をもたらした東日本大震災の発生から9年が経過しました。今もなお、復興の見通しが立たない地域は多く、多くの人々が生活再建に向けて懸命の努力を続けておられます。</p>	<p>第1部 総 則 第1章 計画の目的・方針 第1節 三重県の地震・津波対策の考え方 第1項 本県のおかれている状況 未曾有の人的被害、経済被害をもたらした東日本大震災の発生から10年が経過しました。今もなお、復興の見通しが立たない地域は多く、多くの人々が生活再建に向けて懸命の努力を続けておられます。</p>
<p>第2章 計画関係者の責務等 第2節 県・市町・防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 第3項 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 4 指定地方公共機関 近畿日本鉄道株式会社 (1)災害により線路が不通となった場合の自動車による代行輸送又は連絡他社線による振替輸送</p>	<p>第2章 計画関係者の責務等 第2節 県・市町・防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 第3項 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 4 指定地方公共機関 近畿日本鉄道株式会社 (1)災害により線路が不通となった場合のバスによる代行輸送又は連絡他社線による振替輸送</p>
<p>第3章 三重県の特質及び既往の地震・津波災害 第1節 三重県の特質 第2項 防災をめぐる社会的条件 3 グローバル化の進展 国境を越えた社会経済活動が拡大するとともに在日・訪日外国人が増加しているが、特に三重県の外国人住民数は約50,000人にのぼり、観光目的で三重県を訪れる外国人観光客とともに、災害発生時の外国人に対する防災対策が重要な課題となっている。</p>	<p>第3章 三重県の特質及び既往の地震・津波災害 第1節 三重県の特質 第2項 防災をめぐる社会的条件 3 グローバル化の進展 国境を越えた社会経済活動が拡大するとともに在日・訪日外国人が増加しているが、特に三重県の外国人住民数は約55,000人にのぼり、観光目的で三重県を訪れる外国人観光客とともに、災害発生時の外国人に対する防災対策が重要な課題となっている。</p>
<p>第2部 災害予防・減災対策 第1章 自助・共助を育む対策の推進 第1節 県民や地域の防災対策の促進（予防1） 第3項 対策 ■県が実施する対策 2 市町を対象とした対策 (1)市町の地域防災対策に関する普及・啓発事業への支援(防災対策部) ⑧ 「地域における津波避難計画の作り方」「個人の津波避難計画(My まっぷラン)を活用した地域における津波避難計画策定の手引き」の提供</p>	<p>第2部 災害予防・減災対策 第1章 自助・共助を育む対策の推進 第1節 県民や地域の防災対策の促進（予防1） 第3項 対策 ■県が実施する対策 2 市町を対象とした対策 (1)市町の地域防災対策に関する普及・啓発事業への支援(防災対策部) ⑧ 「地域における津波避難計画の作り方」、「個人の津波避難計画(My まっぷラン)を活用した地域における津波避難計画策定の手引き」、「デジタルマップで自然災害リスクの確認や避難経路作成が可能となる「My まっぷラン+（プラス）」」の提供</p>

三重県地域防災計画（地震・津波対策編）令和3年3月修正案 新旧対照表

旧	新
<p>■市町が実施する対策 (2) 津波避難計画づくりの促進 津波の浸水が想定される地域において、「地域における津波避難計画の作り方」「個人の津波避難計画(My まっぷラン)を活用した地域における津波避難計画策定の手引き」等を活用した地域独自の津波避難計画づくりの促進を図る。</p>	<p>■市町が実施する対策 (2) 津波避難計画づくりの促進 津波の浸水が想定される地域において、「地域における津波避難計画の作り方」<u>、</u>「個人の津波避難計画(My まっぷラン)を活用した地域における津波避難計画策定の手引き」<u>、デジタルマップで自然災害リスクの確認や避難経路作成が可能となる「My まっぷラン+ (プラス)」</u>等を活用した地域独自の津波避難計画づくりの促進を図る。</p>
<p>■自主防災組織や防災活動に取り組むNPO等が実施する対策 1 自主防災組織の対策 (2) 津波避難計画づくりの推進及び津波避難訓練の実践 「地域における津波避難計画の作り方」「個人の津波避難計画(My まっぷラン)を活用した地域における津波避難計画策定の手引き」等を活用した、地域における津波避難計画の策定を推進するとともに、計画を活用した津波避難訓練の実践に取り組むよう努める。</p>	<p>■自主防災組織や防災活動に取り組むNPO等が実施する対策 1 自主防災組織の対策 (2) 津波避難計画づくりの推進及び津波避難訓練の実践 「地域における津波避難計画の作り方」<u>、</u>「個人の津波避難計画(My まっぷラン)を活用した地域における津波避難計画策定の手引き」<u>、</u>「My まっぷラン+ (プラス)」等を活用した、地域における津波避難計画の策定を推進するとともに、計画を活用した津波避難訓練の実践に取り組むよう努める。</p>
<p>第1章 自助・共助を育む対策の推進 第6節 児童生徒等にかかる防災教育・防災対策の推進（予防6） 第1項 防災・減災重点目標 【現在の状態】 ・ 学校における書庫や備品固定等の耐震対策、津波からの避難対策などの取組や、児童生徒等への防災教育、家庭や地域との連携が十分とはいえない状況にある。 また、幼稚園や<u>保育園</u>における防災対策についても同様の状況にある。</p>	<p>第1章 自助・共助を育む対策の推進 第6節 児童生徒等にかかる防災教育・防災対策の推進（予防6） 第1項 防災・減災重点目標 【現在の状態】 ・ 学校における書庫や備品固定等の耐震対策、津波からの避難対策などの取組や、児童生徒等への防災教育、家庭や地域との連携が十分とはいえない状況にある。 また、幼稚園や<u>保育所等</u>における防災対策についても同様の状況にある。</p>
<p>(新規)</p>	<p>第3項 対策 ■県が実施する対策 (7) 三重県災害時学校支援チームの設置・運営 被災した学校を支援するため、災害時における学校運営等の専門知識と実践的な対応能力を備える教職員を育成し、「三重県災害時学校支援チーム」を設置・運営する。</p>

三重県地域防災計画（地震・津波対策編）令和3年3月修正案 新旧対照表

旧			新		
<p>第2章 安全な避難空間の確保 第1節 避難対策等の推進（予防7） 第2項 対策項目 【公助】</p>			<p>第2章 安全な避難空間の確保 第1節 避難対策等の推進（予防7） 第2項 対策項目 【公助】</p>		
実施主体	対 象	対 策（活 動）項 目	実施主体	対 象	対 策（活 動）項 目
県	市町等 地域住民等	(1) 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の整備 (2) 避難誘導対策 (3) 避難所運営及び避難者支援対策 (4) 避難行動要支援者・要配慮者対策 (5) 観光客、帰宅困難者等対策 (6) ペット対策 (新規) (新規)	県	市町等 地域住民等	(1) 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の整備 (2) 避難誘導対策 (3) 避難所運営及び避難者支援対策 (4) 避難行動要支援者・要配慮者対策 (5) 観光客、帰宅困難者等対策 (6) ペット対策 (7) 避難所外避難者対策 (8) 感染症対策
市町	地域住民等	(1) 指定緊急避難場所、避難路の整備及び指定と住民等への周知 (2) 指定避難所、避難路の整備・周知 (3) 避難指示（緊急）基準の策定等 (4) 避難誘導対策 (5) 避難所運営対策 (6) 避難行動要支援者・要配慮者対策 (7) 観光客、帰宅困難者等対策 (8) ペット対策 (新規) (新規)	市町	地域住民等	(1) 指定緊急避難場所、避難路の整備及び指定と住民等への周知 (2) 指定避難所、避難路の整備・周知 (3) 避難指示（緊急）基準の策定等 (4) 避難誘導対策 (5) 避難所運営対策 (6) 避難行動要支援者・要配慮者対策 (7) 観光客、帰宅困難者等対策 (8) ペット対策 (9) 避難所外避難者対策 (10) 感染症対策
<p>第2章 安全な避難空間の確保 第1節 避難対策等の推進（予防7） 第3項 対策 ■県が実施する対策 1 県における対策及び市町を対象とした対策 (3) 避難所運営及び避難者支援対策(防災対策部、医療保健部、子ども・福祉部、環境生活部) 「避難所運営マニュアル策定指針」及び「避難所運営マニュアル基本モデル」等を活用した、各市町の指定避難所ごとの避難所運営マニュアルの策定を促す。 また、男女共同参画の視点や要配慮者に配慮した避難所運営体制の構築の支援を行う。 災害時に避難所の運営や避難者の健康管理等を支援するために、平常時において災害時の保健師等の活動に関する研修等の実施や専門機関の連携体制の構築を図るとともに、「<u>三重県災害時栄養・食生活支援ガイドライン</u>」に基づいた連携体制づくりなど、事前対策の充実を図る。</p>			<p>第2章 安全な避難空間の確保 第1節 避難対策等の推進（予防7） 第3項 対策 ■県が実施する対策 1 県における対策及び市町を対象とした対策 (3) 避難所運営及び避難者支援対策(防災対策部、医療保健部、子ども・福祉部、環境生活部) 「避難所運営マニュアル策定指針」及び「避難所運営マニュアル基本モデル」等を活用した、各市町の指定避難所ごとの避難所運営マニュアルの策定を促す。 また、男女共同参画の視点や要配慮者に配慮した避難所運営体制の構築の支援を行う。 災害時に避難所の運営や避難者の健康管理等を支援するために、平常時において災害時の保健師等の活動に関する研修等の実施や専門機関の連携体制の構築を図るとともに、「<u>三重県災害時栄養・食生活支援活動ガイドライン</u>」に基づいた連携体制づくりなど、事前対策の充実を図る。</p>		

三重県地域防災計画（地震・津波対策編）令和3年3月修正案 新旧対照表

旧	新
<p>(新規)</p>	<p>(8) 感染症対策（防災対策部） 「避難所運営マニュアル策定指針」等により、市町の避難所運営における感染防止対策を促進するとともに、感染防止対策資機材を備蓄する。 また、市町の避難所における過密抑制のため、災害時に宿泊施設等を避難所として活用する取組を支援する。</p>
<p>(新規)</p>	<p>■市町が実施する対策 1 地域等を対象とした対策 (10) 感染症対策 県が実施する避難所運営支援策に沿った、各市町、地域の実情に応じた避難所運営対策等を講じるよう努めるものとし、必要な資機材の備蓄等を行う。 また、避難所における過密抑制のため、災害時に宿泊施設を避難所として活用することを検討する。</p>
<p>【主担当課】 ・ 防災企画・地域支援課、地域福祉課、長寿介護課、障がい福祉課、食品安全課、健康づくり課、ダイバーシティ社会推進課、観光政策課</p>	<p>【主担当課】 ・ 防災企画・地域支援課、地域福祉課、長寿介護課、障がい福祉課、食品安全課、健康推進課、ダイバーシティ社会推進課、観光政策課</p>
<p>第3章 地震・津波に強いまちづくりの推進 第1節 建築物等の防災対策の推進（予防8） 第3項 対策 ■県が実施する対策 1 建築物の耐震化の促進 (2) 一般建築物（県土整備部） 病院、社会福祉施設、学校、劇場等多人数が利用する建築物のうち特に防災上重要な建築物や、地震時に通行を確保すべき道路として三重県建築物耐震改修促進計画で指定された道路沿道で道路を閉塞するおそれのある建築物については、県有建築物と同様に、耐震性の確保を図るよう、建築物の耐震改修の促進に関する法律及び建築基準法の定期報告制度などを活用して指導する。 特に、建築物の耐震改修の促進に関する法律の改正により、耐震診断及び診断結果の公表が義務付けられた大規模建築物の耐震化を促進する。 また、住宅は建築物数で圧倒的な割合を占めるものであり、事前に対策を講ずることでの人命の確保・復旧費用の低減に資することから住宅耐震化を促進する。</p>	<p>第3章 地震・津波に強いまちづくりの推進 第1節 建築物等の防災対策の推進（予防8） 第3項 対策 ■県が実施する対策 1 建築物の耐震化の促進 (2) 一般建築物（県土整備部） 病院、社会福祉施設、学校、劇場等多人数が利用する建築物のうち特に防災上重要な建築物や、地震時に通行を確保すべき道路として三重県建築物耐震改修促進計画で指定された道路沿道で道路を閉塞するおそれのある建築物については、県有建築物と同様に、耐震性の確保を図るよう、建築物の耐震改修の促進に関する法律及び建築基準法の定期報告制度などを活用して指導する。 特に、建築物の耐震改修の促進に関する法律により耐震診断及び診断結果の公表が義務付けられた建築物の耐震化を促進する。 また、住宅は建築物数で圧倒的な割合を占めるものであり、事前に対策を講ずることでの人命の確保・復旧費用の低減に資することから住宅耐震化を促進する。</p>

三重県地域防災計画（地震・津波対策編）令和3年3月修正案 新旧対照表

旧	新																
<p>3 被災建築物応急危険度判定体制及び被災宅地危険度判定体制の整備（県土整備部）</p> <p>(1) 被災建築物応急危険度判定士の養成 余震による建築物の倒壊や落下物による二次災害の防止を図るため、建築士等を対象とした被災建築物応急危険度判定士養成講習会を実施し、被災建築物応急危険度判定士の養成に努める。 また、市町が被災建築物応急危険度判定実施本部を設置した場合における当該実施本部と判定士との連絡調整や判定実施準備等を行う応急危険度判定コーディネーターの養成を行う。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項 目</th> <th style="text-align: center;">現状 (H31.3 末現在)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">被災建築物応急危険度判定士</td> <td style="text-align: center;">1,805 人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 被災宅地危険度判定士の養成 余震による宅地地盤・擁壁等の変状による二次災害の防止を図るため、建築又は土木技術者を対象とした被災宅地危険度判定士養成講習会を実施し、被災宅地危険度判定士の養成に努める。 また、関係団体と協議のうえ市町が被災宅地危険度判定実施本部を設置した場合における当該実施本部と判定士との連絡調整や判定実施準備等を行う判定調整員の養成に努める。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項 目</th> <th style="text-align: center;">現状 (H31.3 末現在)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">被災宅地危険度判定士</td> <td style="text-align: center;">991 人</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	現状 (H31.3 末現在)	被災建築物応急危険度判定士	1,805 人	項 目	現状 (H31.3 末現在)	被災宅地危険度判定士	991 人	<p>3 被災建築物応急危険度判定体制及び被災宅地危険度判定体制の整備（県土整備部）</p> <p>(1) 被災建築物応急危険度判定士の養成 余震による建築物の倒壊や落下物による二次災害の防止を図るため、建築士等を対象とした被災建築物応急危険度判定士養成講習会を実施し、被災建築物応急危険度判定士の養成に努める。 また、市町が被災建築物応急危険度判定実施本部を設置した場合における当該実施本部と判定士との連絡調整や判定実施準備等を行う応急危険度判定コーディネーターの養成を行う。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項 目</th> <th style="text-align: center;">現状 (R2.3 末現在)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">被災建築物応急危険度判定士</td> <td style="text-align: center;">1,859 人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 被災宅地危険度判定士の養成 余震による宅地地盤・擁壁等の変状による二次災害の防止を図るため、建築又は土木技術者を対象とした被災宅地危険度判定士養成講習会を実施し、被災宅地危険度判定士の養成に努める。 また、関係団体と協議のうえ市町が被災宅地危険度判定実施本部を設置した場合における当該実施本部と判定士との連絡調整や判定実施準備等を行う判定調整員の養成に努める。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項 目</th> <th style="text-align: center;">現状 (R2.3 末現在)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">被災宅地危険度判定士</td> <td style="text-align: center;">1,090 人</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	現状 (R2.3 末現在)	被災建築物応急危険度判定士	1,859 人	項 目	現状 (R2.3 末現在)	被災宅地危険度判定士	1,090 人
項 目	現状 (H31.3 末現在)																
被災建築物応急危険度判定士	1,805 人																
項 目	現状 (H31.3 末現在)																
被災宅地危険度判定士	991 人																
項 目	現状 (R2.3 末現在)																
被災建築物応急危険度判定士	1,859 人																
項 目	現状 (R2.3 末現在)																
被災宅地危険度判定士	1,090 人																
<p>第2節 公共施設等の防災対策の推進（予防9）</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>2 海岸の防災・減災対策（農林水産部、県土整備部）</p> <p>(1) 施設の地震・津波対策 海岸保全施設については、大規模地震発生時の津波からの被害軽減を図るため、堤防基礎地盤の液状化対策等の耐震対策及び堤防を粘り強い構造とする津波対策を進める。（推進計画）</p>	<p>第2節 公共施設等の防災対策の推進（予防9）</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>2 海岸の防災・減災対策（農林水産部、県土整備部）</p> <p>(1) 施設の地震・津波対策 海岸保全施設については、<u>大規模地震発生時の被害軽減を図るため</u>、堤防基礎地盤の液状化対策等の耐震対策及び堤防を粘り強い構造とする津波対策を進める。（推進計画）</p>																
<p>4 漁港の防災・減災対策（農林水産部）</p> <p>(1) 防災拠点漁港の整備 大規模地震発生時に陸上路のアクセスが脆弱な地域への緊急物資の海上輸送の拠点となる錦漁港において橋脚の耐震化、多重防護による防災・減災対策を推進する。 また、大規模地震発生時に緊急物資や避難者等を輸送するための防災拠点となる波切漁港や、陸上路のアクセスが脆弱な地域や離島への緊急物資の海上輸送路の拠点となる三木浦漁港及び舟越漁港において、耐震強化岸壁が整備されたので、これらを活用した海上輸送体制の構築を図る。（推進計画）</p>	<p>4 漁港の防災・減災対策（農林水産部）</p> <p><u>(1) 防災拠点漁港等の整備</u> 大規模地震発生時に陸上路のアクセスが脆弱な地域への緊急物資の海上輸送の拠点となる錦漁港において橋脚の耐震化、多重防護による防災・減災対策を推進する。 また、大規模地震発生時に緊急物資や避難者等を輸送するための防災拠点となる波切漁港や、陸上路のアクセスが脆弱な地域や離島への緊急物資の海上輸送路の拠点となる三木浦漁港及び舟越漁港において、耐震強化岸壁が整備されたので、これらを活用した海上輸送体制の構築を図る。<u>なお、流通拠点漁港である安乗漁港、奈屋浦漁港においても、背後集落から陸路へのアクセスが脆弱であることから耐震岸壁の整備を推進し、緊急輸送物資の海上輸送体制の構築を図る。（推進計画）</u></p>																

旧	新																										
<p>第3節 危険物施設等の防災対策の推進（予防10） 第2項 対策項目 ※石油コンビナートにかかる防災対策は、「三重県石油コンビナート等防災計画」に基づき実施する。</p> <p>【公助】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>対 象</th> <th>対 策（活 動）項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">県</td> <td>危険物施設を管理する事業者</td> <td>(1) 移送取扱所(知事許可)の管理監督者に対する指導 (2) 取扱作業従事者に対する指導等</td> </tr> <tr> <td>高圧ガス施設・火薬類施設を管理する事業者</td> <td>(1) 管理監督者に対する指導等 (2) 輸送業者等に対する指導等 (3) 取扱作業従事者に対する指導等 (4) 施設の耐震化の促進 (5) 防災訓練の実施等の促進</td> </tr> <tr> <td>毒劇物施設を管理する事業者</td> <td>(1) 毒物劇物保有状況等の把握 (2) 危害防止規定の策定 (3) 安全管理者を対象とした講習</td> </tr> <tr> <td>市町（消防機関）</td> <td>危険物施設を管理する事業者</td> <td>(1) 管理監督者に対する指導等 (2) 輸送業者等に対する指導等 (3) 取扱作業従事者に対する指導等 (4) 施設の耐震化の促進 (5) 防災訓練の実施等の促進</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	対 象	対 策（活 動）項 目	県	危険物施設を管理する事業者	(1) 移送取扱所(知事許可)の管理監督者に対する指導 (2) 取扱作業従事者に対する指導等	高圧ガス施設・火薬類施設を管理する事業者	(1) 管理監督者に対する指導等 (2) 輸送業者等に対する指導等 (3) 取扱作業従事者に対する指導等 (4) 施設の耐震化の促進 (5) 防災訓練の実施等の促進	毒劇物施設を管理する事業者	(1) 毒物劇物保有状況等の把握 (2) 危害防止規定の策定 (3) 安全管理者を対象とした講習	市町（消防機関）	危険物施設を管理する事業者	(1) 管理監督者に対する指導等 (2) 輸送業者等に対する指導等 (3) 取扱作業従事者に対する指導等 (4) 施設の耐震化の促進 (5) 防災訓練の実施等の促進	<p>第3節 危険物施設等の防災対策の推進（予防10） 第2項 対策項目 ※石油コンビナートにかかる防災対策は、「三重県石油コンビナート等防災計画」に基づき実施する。</p> <p>【公助】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>対 象</th> <th>対 策（活 動）項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">県</td> <td>危険物施設を管理する事業者</td> <td>(1) 移送取扱所(知事許可)の管理監督者に対する指導 (2) 取扱作業従事者に対する指導等</td> </tr> <tr> <td>高圧ガス施設・火薬類施設を管理する事業者</td> <td>(1) 管理監督者に対する指導等 (2) 輸送業者等に対する指導等 (3) 取扱作業従事者に対する指導等 (4) 施設の耐震化の促進 (5) 防災訓練の実施等の促進</td> </tr> <tr> <td>毒劇物施設を管理する事業者</td> <td>(1) <u>危害防止規定の策定</u> (2) <u>安全管理者を対象とした講習</u> (削除)</td> </tr> <tr> <td>市町（消防機関）</td> <td>危険物施設を管理する事業者</td> <td>(1) 管理監督者に対する指導等 (2) 輸送業者等に対する指導等 (3) 取扱作業従事者に対する指導等 (4) 施設の耐震化の促進 (5) 防災訓練の実施等の促進</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	対 象	対 策（活 動）項 目	県	危険物施設を管理する事業者	(1) 移送取扱所(知事許可)の管理監督者に対する指導 (2) 取扱作業従事者に対する指導等	高圧ガス施設・火薬類施設を管理する事業者	(1) 管理監督者に対する指導等 (2) 輸送業者等に対する指導等 (3) 取扱作業従事者に対する指導等 (4) 施設の耐震化の促進 (5) 防災訓練の実施等の促進	毒劇物施設を管理する事業者	(1) <u>危害防止規定の策定</u> (2) <u>安全管理者を対象とした講習</u> (削除)	市町（消防機関）	危険物施設を管理する事業者	(1) 管理監督者に対する指導等 (2) 輸送業者等に対する指導等 (3) 取扱作業従事者に対する指導等 (4) 施設の耐震化の促進 (5) 防災訓練の実施等の促進
実施主体	対 象	対 策（活 動）項 目																									
県	危険物施設を管理する事業者	(1) 移送取扱所(知事許可)の管理監督者に対する指導 (2) 取扱作業従事者に対する指導等																									
	高圧ガス施設・火薬類施設を管理する事業者	(1) 管理監督者に対する指導等 (2) 輸送業者等に対する指導等 (3) 取扱作業従事者に対する指導等 (4) 施設の耐震化の促進 (5) 防災訓練の実施等の促進																									
	毒劇物施設を管理する事業者	(1) 毒物劇物保有状況等の把握 (2) 危害防止規定の策定 (3) 安全管理者を対象とした講習																									
市町（消防機関）	危険物施設を管理する事業者	(1) 管理監督者に対する指導等 (2) 輸送業者等に対する指導等 (3) 取扱作業従事者に対する指導等 (4) 施設の耐震化の促進 (5) 防災訓練の実施等の促進																									
実施主体	対 象	対 策（活 動）項 目																									
県	危険物施設を管理する事業者	(1) 移送取扱所(知事許可)の管理監督者に対する指導 (2) 取扱作業従事者に対する指導等																									
	高圧ガス施設・火薬類施設を管理する事業者	(1) 管理監督者に対する指導等 (2) 輸送業者等に対する指導等 (3) 取扱作業従事者に対する指導等 (4) 施設の耐震化の促進 (5) 防災訓練の実施等の促進																									
	毒劇物施設を管理する事業者	(1) <u>危害防止規定の策定</u> (2) <u>安全管理者を対象とした講習</u> (削除)																									
市町（消防機関）	危険物施設を管理する事業者	(1) 管理監督者に対する指導等 (2) 輸送業者等に対する指導等 (3) 取扱作業従事者に対する指導等 (4) 施設の耐震化の促進 (5) 防災訓練の実施等の促進																									
<p>第3項 対策 ■県が実施する対策 3 毒劇物施設（医療保健部） 災害時に毒物劇物等が流出又は飛散する等不測の事態に備え、毒物劇物業者、特定毒物研究者及び業務上取扱者に対し、次のとおり指導等を行う。</p> <p>(1) 毒物劇物保有状況等の把握 毒物劇物保有状況及び事故処理剤・治療用薬剤備蓄状況等を把握するとともに、これらのデータベース化、データの更新を行う。</p> <p>(2) 危害防止規定の策定 毒物劇物使用・保有施設の危害防止規程（事故処理マニュアル）を策定し、これに基づく指導を行う。</p> <p>(3) 安全管理者を対象とした講習 毒物劇物使用・保有施設の安全管理者を対象とした講習会を実施する。</p> <p>(4) 防災訓練の実施等の促進 施設の特異性に応じた防災訓練の実施を促進するとともに、安全対策に関する情報を地域に積極的に発信するよう指導する。</p>	<p>第3項 対策 ■県が実施する対策 3 毒劇物施設（医療保健部） 災害時に毒物劇物等が流出又は飛散する等不測の事態に備え、毒物劇物業者、特定毒物研究者及び業務上取扱者に対し、次のとおり指導等を行う。</p> <p>(削除)</p> <p>(1) 危害防止規定の策定 毒物劇物使用・保有施設の危害防止規程（事故処理マニュアル）を策定し、これに基づく指導を行う。</p> <p>(2) 安全管理者を対象とした講習 毒物劇物使用・保有施設の安全管理者を対象とした講習会を実施する。</p> <p>(3) 防災訓練の実施等の促進 施設の特異性に応じた防災訓練の実施を促進するとともに、安全対策に関する情報を地域に積極的に発信するよう指導する。</p>																										

三重県地域防災計画（地震・津波対策編）令和3年3月修正案 新旧対照表

旧	新
<p>第4章 緊急輸送の確保 第1節 輸送体制の整備（予防12） 【担当課】 ・ 災害対策課、水産基盤整備課、道路企画課、道路管理課、港湾・海岸課、建築開発課、警備第二課</p>	<p>第4章 緊急輸送の確保 第1節 輸送体制の整備（予防12） 【担当課】 ・ 災害対策課、水産基盤整備課、道路企画課、道路建設課、道路管理課、港湾・海岸課、建築開発課、施設災害対策課、警備第二課</p>
<p>第5章 防災体制の整備・強化 第2節 情報収集・情報伝達機能の整備及び確保（予防14） 第3項 対策 ■県が実施する対策 1 県(災対本部)を対象とした対策 (2) 被害情報収集・伝達システム等の整備（防災対策部、警察本部） 県防災通信ネットワークを始めとして、確実な情報収集・伝達手段を確保する。 また、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ航空機、船舶、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、ヘリコプターテレビシステム、監視カメラなど画像情報の収集・連絡システムの整備を推進する。(推進計画) ア 県防災通信ネットワークの整備 県防災通信ネットワーク設備の維持管理を行うとともに、<u>有効に活用できるよう設備及び機能の更新を行う。</u> イ 全国瞬時警報システムの維持・管理 県及び市町が整備している全国瞬時警報システム（Jアラート）について、定期的な点検及び作動テストを行い、その適正な維持に努めるとともに、情報伝達手段の多重化を推進し、緊急情報伝達時の体制の強化に努める ウ ヘリコプターテレビシステムの整備 被災地の状況を迅速に把握するために有効なヘリコプターテレビシステムの活用を図る。 エ 移動通信の活用・整備推進 有線通信の途絶時に通信を確保するため、携帯電話、衛星による携帯通信等の移動通信の活用を推進する。 オ 防災情報プラットフォームの整備 県災対本部の情報収集機能等を強化するとともに、よりわかりやすく情報を提供するため、防災情報プラットフォームの機能の向上を図る。 また、防災情報システムによる情報収集及びJアラート等への情報提供が確実に行えるよう、操作研修等によるシステムの利用について習熟を図る。 カ 震度情報システムの整備 地震発生時に県内の震度情報を収集し、被害を推定するため、<u>震度情報システムの再整備を行う。</u> キ 緊急速報メール等情報提供手段の検討 避難に関する情報を全ての人に迅速かつ的確に提供する体制のあり方について検討す</p>	<p>第5章 防災体制の整備・強化 第2節 情報収集・情報伝達機能の整備及び確保（予防14） 第3項 対策 ■県が実施する対策 1 県(災対本部)を対象とした対策 (2) 被害情報収集・伝達システム等の整備（防災対策部、警察本部） 県防災通信ネットワークを始めとして、確実な情報収集・伝達手段を確保する。 また、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ航空機、船舶、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、ヘリコプターテレビシステム、監視カメラなど画像情報の収集・連絡システムの整備を推進する。(推進計画) ア 県防災通信ネットワークの整備 県防災通信ネットワーク設備の維持管理を行うとともに、<u>有効に活用できるよう必要に応じて設備及び機能の更新を行う。</u> イ 全国瞬時警報システムの維持・管理 県及び市町が整備している全国瞬時警報システム（Jアラート）について、定期的な点検及び作動テストを行い、その適正な維持に努めるとともに、情報伝達手段の多重化を推進し、緊急情報伝達時の体制の強化に努める ウ ヘリコプターテレビシステムの活用 被災地の状況を迅速に把握するために有効なヘリコプターテレビシステムの活用を図る。 エ 移動通信の活用・整備推進 有線通信の途絶時に通信を確保するため、携帯電話、衛星による携帯通信等の移動通信の活用を推進する。 オ 防災情報プラットフォームの機能向上 県災対本部の情報収集機能等を強化するとともに、よりわかりやすく情報を提供するため、防災情報プラットフォームの機能の向上を図る。 また、防災情報システムによる情報収集及びJアラート等への情報提供が確実に行えるよう、操作研修等によるシステムの利用について習熟を図る。 カ 震度情報システムの活用 地震発生時に県内の震度情報を収集し、被害を推定するため、<u>震度情報システムの活用を図る。</u> キ 緊急速報メール等情報提供手段の検討 避難に関する情報を全ての人に迅速かつ的確に提供する体制のあり方について検討す</p>

三重県地域防災計画（地震・津波対策編）令和3年3月修正案 新旧対照表

旧	新
<p>る。</p> <p>ク 被災者安否情報提供窓口の設置検討 災害発生時に被災者の安否に関する情報について照会があった場合、照会者に対する回答を行う体制について検討する。</p>	<p>る。</p> <p>ク 被災者安否情報提供窓口の設置検討 災害発生時に被災者の安否に関する情報について照会があった場合、照会者に対する回答を行う体制について検討する。</p>
<p>第3節 医療・救護体制及び機能の確保（予防15） 【担当課】 ・ 消防・保安課、災害対策課、<u>地域医療推進課</u>、<u>薬務感染症対策課</u>、<u>健康づくり課</u></p>	<p>第3節 医療・救護体制及び機能の確保（予防15） 【担当課】 ・ 消防・保安課、災害対策課、<u>医療政策課</u>、<u>薬務感染症対策課</u>、<u>健康推進課</u></p>
<p>第5節 物資等の備蓄・調達・供給体制の整備（予防17） 第3項 対策 ■県が実施する対策 1 県における対策 (1) 災害時用物資等の備蓄・調達（防災対策部） 地震・津波等を想定し、三重県備蓄・調達基本方針に基づき、県と市町の役割分担を踏まえて、災害時用物資の備蓄・調達を行う。 (2) 災害時用物資等の受入・供給（防災対策部、地域連携部） 地震・津波等を想定し、各広域防災拠点の活動マニュアル、三重県災害対策本部運営要領、三重県広域受援計画等に基づき、災害時用物資等の<u>受入・供給を行う。</u> (3) 庁舎、県有施設への災害時用物資等の備蓄（防災対策部、各地域防災総合事務所等） 庁舎や県有施設の災害時の役割等に応じた物資や機材等の備蓄を図る。 (4) 広域防災拠点施設への災害時用物資等の備蓄（防災対策部） 広域防災拠点施設に災害時の応急対策に必要な物資や機材等の備蓄を図る。</p>	<p>第5節 物資等の備蓄・調達・供給体制の整備（予防17） 第3項 対策 ■県が実施する対策 1 県における対策 (1) 災害時用物資等の備蓄・調達（防災対策部） 地震・津波等を想定し、三重県備蓄・調達基本方針に基づき、県と市町の役割分担を踏まえて、災害時用物資の備蓄・調達を行う。<u>なお、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、必要に応じ、マスク、消毒液や簡易ベッドなどの感染防止資機材についても備蓄・調達を行う。</u> (2) 災害時用物資等の受入・供給（防災対策部、地域連携部） 地震・津波等を想定し、各広域防災拠点の活動マニュアル、三重県災害対策本部運営要領、三重県広域受援計画等に基づき、災害時用物資等の<u>受入・供給計画の検討を行う。</u> (3) 庁舎、県有施設への災害時用物資等の備蓄（防災対策部、各地域防災総合事務所等） 庁舎や県有施設の災害時の役割等に応じた物資や機材等の備蓄を図る。 (4) 広域防災拠点施設への災害時用物資等の備蓄（防災対策部） 広域防災拠点施設に災害時の応急対策に必要な物資や機材等の備蓄を図る。<u>なお、物資や機材等の管理は、「物資調達・輸送調整等支援システム」等を活用して行う。</u></p>
<p>■市町が実施する対策 1 市町における対策 (1) 災害時用物資等の備蓄・調達・受入・供給体制の構築 災害時に必要となる物資等の備蓄・調達・受入・供給体制の構築を図る。</p>	<p>■市町が実施する対策 1 市町における対策 (1) 災害時用物資等の備蓄・調達・受入・供給体制の構築 <u>新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえつつ、災害時に必要となる物資等の備蓄・調達・受入・供給体制の構築を図る。</u><u>なお、物資や機材等の管理は、「物資調達・輸送調整等支援システム」等を活用して行う。</u></p>

三重県地域防災計画（地震・津波対策編）令和3年3月修正案 新旧対照表

旧	新																		
<p>第5章 防災体制の整備・強化 第6節 ライフラインにかかる防災対策の推進（予防18） 第2項 対策項目 【公助】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>対 象</th> <th>対 策（活 動）項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県</td> <td>施設利用者</td> <td>(1) 水道施設（県管理）を対象とした対策 (2) 下水道施設（県管理）を対象とした対策 (3) 工業用水道施設（県管理）を対象とした対策</td> </tr> <tr> <td>市町</td> <td>施設利用者</td> <td>(1) 上水道施設（市町管理）を対象とした対策 (2) 下水道施設（市町管理）を対象とした対策</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	対 象	対 策（活 動）項 目	県	施設利用者	(1) 水道施設（県管理）を対象とした対策 (2) 下水道施設（県管理）を対象とした対策 (3) 工業用水道施設（県管理）を対象とした対策	市町	施設利用者	(1) 上水道施設（市町管理）を対象とした対策 (2) 下水道施設（市町管理）を対象とした対策	<p>第5章 防災体制の整備・強化 第6節 ライフラインにかかる防災対策の推進（予防18） 第2項 対策項目 【公助】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>対 象</th> <th>対 策（活 動）項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県</td> <td>施設利用者</td> <td>(1) 水道施設（県管理）を対象とした対策 (2) 下水道施設（県管理）を対象とした対策 (3) 工業用水道施設（県管理）を対象とした対策 (4) 電気施設を対象とした対策</td> </tr> <tr> <td>市町</td> <td>施設利用者</td> <td>(1) 上水道施設（市町管理）を対象とした対策 (2) 下水道施設（市町管理）を対象とした対策</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	対 象	対 策（活 動）項 目	県	施設利用者	(1) 水道施設（県管理）を対象とした対策 (2) 下水道施設（県管理）を対象とした対策 (3) 工業用水道施設（県管理）を対象とした対策 (4) 電気施設を対象とした対策	市町	施設利用者	(1) 上水道施設（市町管理）を対象とした対策 (2) 下水道施設（市町管理）を対象とした対策
実施主体	対 象	対 策（活 動）項 目																	
県	施設利用者	(1) 水道施設（県管理）を対象とした対策 (2) 下水道施設（県管理）を対象とした対策 (3) 工業用水道施設（県管理）を対象とした対策																	
市町	施設利用者	(1) 上水道施設（市町管理）を対象とした対策 (2) 下水道施設（市町管理）を対象とした対策																	
実施主体	対 象	対 策（活 動）項 目																	
県	施設利用者	(1) 水道施設（県管理）を対象とした対策 (2) 下水道施設（県管理）を対象とした対策 (3) 工業用水道施設（県管理）を対象とした対策 (4) 電気施設を対象とした対策																	
市町	施設利用者	(1) 上水道施設（市町管理）を対象とした対策 (2) 下水道施設（市町管理）を対象とした対策																	
(新規)	<p>第3項 対策 ■県が実施する対策 4 電気施設を対象とした対策（防災対策部、農林水産部、県土整備部） 電気施設被害を最小限にとどめ、早期復旧を図るための事前対策を実施することに努める。 (1) 長期停電への対策 市町や県内一般送配電事業者と協力して、配電線の断線などを起こす恐れのある樹木の事前伐採や、停電発生時の復旧作業に必要な進入路上の支障となる樹木などの障害物の除去等について、県内一般送配電事業者と連携体制について協議しておく。</p>																		
(新規)	<p>■ライフライン関係企業が実施する対策 1 設備面の災害予防 (4) 長期停電への対策 県・市町と協力して、配電線の断線などを起こす恐れのある樹木の事前伐採や、停電発生時の復旧作業に必要な進入路上の支障となる樹木などの障害物の除去等について、連携体制を協議しておく。</p>																		
<p>【担当課】 ・ 防災企画・地域支援課、大気・水環境課、下水道経営課、下水道事業課、水道事業課、工業用水道事業課、電気事業課</p>	<p>【担当課】 ・ 防災企画・地域支援課、災害対策課、大気・水環境課、みどり共生推進課、道路管理課、下水道経営課、下水道事業課、水道事業課、工業用水道事業課</p>																		

三重県地域防災計画（地震・津波対策編）令和3年3月修正案 新旧対照表

旧	新
<p>第6章 南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応 第2節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）に対する災害応急対策（予防 22） 第3項 対策 ■県が実施する対策 8 県が管理等を行う施設等に関する対策 （1）不特定多数または多数の者が出入りする施設等の対策 県が管理する道路、河川、海岸、港湾施設及び漁港施設、庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、美術館、図書館、病院、学校等の管理上の措置及び体制は概ね次のとおりとする。</p>	<p>第6章 南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応 第2節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）に対する災害応急対策（予防 22） 第3項 対策 ■県が実施する対策 8 県が管理等を行う施設等に関する対策 （1）不特定多数または多数の者が出入りする施設等の対策 県が管理する道路、河川、海岸、港湾施設及び漁港施設、<u>公園</u>、庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、美術館、図書館、病院、学校等の管理上の措置及び体制は概ね次のとおりとする。</p>
<p>第3部 発災後対策 第1章 災害対策本部機能の確保 第1節 活動態勢の整備（発災1） 【別表2】三重県災害対策本部災害対策統括部の編成及び所掌事務 5. 被災者支援部隊 <u>健康づくり課</u> 6. 生活・経済再建支援部隊 <u>交通安全・消費生活課</u></p>	<p>第3部 発災後対策 第1章 災害対策本部機能の確保 第1節 活動態勢の整備（発災1） 【別表2】三重県災害対策本部災害対策統括部の編成及び所掌事務 5. 被災者支援部隊 <u>健康推進課</u> 6. 生活・経済再建支援部隊 <u>くらし・交通安全課</u></p>
<p>第2節 通信機能の確保（発災2） 防災通信ネットワーク設置個所一覧表（平成30年4月現在）</p>	<p>第2節 通信機能の確保（発災2） 防災通信ネットワーク設置個所一覧表（<u>令和2年4月現在</u>）</p>
<p>第5節 広域的な応援・受援体制の整備（発災5） 第3項 対策 ■県が実施する対策 <応援体制> ○県外被災地への応援の場合 1 三重県市町災害時応援協定等に基づく応援要請の受理（総括部隊<応援・受援班>） 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定書をはじめとする各協定及び基本法第74条第1項並びに第74条の2第2項や総務省「被災市区町村応援職員確保システム」等に基づく応援の要求について確実に受理を行う。 <受援体制>（県外及び県内自治体等からの受援） 1 各協定等に基づく応援要請（総括部隊<応援・受援班>） 県は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、各協定及び基本法第74条や総務省「被災市区町村応援職員確保システム」等に基づき、他の都道府県に対し応援を求め、応急措置及び災害応急対策に万全を期する。</p>	<p>第5節 広域的な応援・受援体制の整備（発災5） 第3項 対策 ■県が実施する対策 <応援体制> ○県外被災地への応援の場合 1 三重県市町災害時応援協定等に基づく応援要請の受理（総括部隊<応援・受援班>） 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定書をはじめとする各協定及び基本法第74条第1項並びに<u>第74条の3第2項</u>や総務省「<u>応援職員派遣制度</u>」等に基づく応援の要求について確実に受理を行う。 <受援体制>（県外及び県内自治体等からの受援） 1 各協定等に基づく応援要請（総括部隊<応援・受援班>） 県は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、各協定及び基本法第74条や総務省「<u>応援職員派遣制度</u>」等に基づき、他の都道府県に対し応援を求め、応急措置及び災害応急対策に万全を期する。</p>

三重県地域防災計画（地震・津波対策編）令和3年3月修正案 新旧対照表

旧	新																																																
<p>■市町が実施する対策 <応援体制> 1 三重県市町災害時応援協定等に基づく応援要請の受理 応援市町は、三重県市町災害時応援協定及び基本法第67条、第72条並びに第74条の2第4項や総務省「被災市区町村応援職員確保システム」等に基づく応援の要求について、確実に受理を行う。 <受援体制> 1 各協定等に基づく応援要請 被災市町は、応急措置及び災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、三重県市町災害時応援協定等各協定及び基本法第67条並びに第68条や総務省「被災市区町村応援職員確保システム」等に基づき、他の市町及び県に対し応援を求め、災害応急対策に万全を期する。</p>	<p>■市町が実施する対策 <応援体制> 1 三重県市町災害時応援協定等に基づく応援要請の受理 応援市町は、三重県市町災害時応援協定及び基本法第67条、第72条並びに第74条の3第4項や総務省「<u>応援職員派遣制度</u>」等に基づく応援の要求について、確実に受理を行う。 <受援体制> 1 各協定等に基づく応援要請 被災市町は、応急措置及び災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、三重県市町災害時応援協定等各協定及び基本法第67条並びに第68条や総務省「<u>応援職員派遣制度</u>」等に基づき、他の市町及び県に対し応援を求め、災害応急対策に万全を期する。</p>																																																
<p>第2章 緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等の応急復旧 第1節 緊急の交通・輸送機能の確保（発災8） 第2項 主要対策項目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対策(活動)項目</th> <th>担当部隊(班)</th> <th>活動開始(準備)時期等</th> <th>重要な収集情報(収集先)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路交通情報・被害情報の収集</td> <td>社会基盤対策部隊(公共土木対策班) 警察部隊</td> <td>【発災1時間以内】 情報収集体制が整い次第</td> <td>・道路や交通安全施設の損壊・被害情報等(道路管理者等)</td> </tr> <tr> <td>道路パトロールと緊急時の措置</td> <td>社会基盤対策部隊(公共土木対策班)</td> <td>【発災12時間以内】 発災後速やかに</td> <td>・県内の被災状況や道路情報(関係機関等)</td> </tr> <tr> <td>緊急輸送道路の確保</td> <td>社会基盤対策部隊(公共土木対策班)</td> <td>【発災24時間以内】 緊急輸送道路の確保体制が整い次第</td> <td>・県内の被災状況や道路情報(関係機関等)</td> </tr> <tr> <td>交通規制の実施(緊急交通路の指定)</td> <td>警察部隊</td> <td>【発災24時間以内】 緊急交通路の通行が確認でき次第</td> <td>・県内の被災状況や道路情報(関係機関等)</td> </tr> <tr> <td>海上航路の確保</td> <td>社会基盤対策部隊(公共土木対策班、農林水産対策班)</td> <td>【発災3日以内】</td> <td>・県内港湾・漁港の被災状況</td> </tr> </tbody> </table>	対策(活動)項目	担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)	道路交通情報・被害情報の収集	社会基盤対策部隊(公共土木対策班) 警察部隊	【発災1時間以内】 情報収集体制が整い次第	・道路や交通安全施設の損壊・被害情報等(道路管理者等)	道路パトロールと緊急時の措置	社会基盤対策部隊(公共土木対策班)	【発災12時間以内】 発災後速やかに	・県内の被災状況や道路情報(関係機関等)	緊急輸送道路の確保	社会基盤対策部隊(公共土木対策班)	【発災24時間以内】 緊急輸送道路の確保体制が整い次第	・県内の被災状況や道路情報(関係機関等)	交通規制の実施(緊急交通路の指定)	警察部隊	【発災24時間以内】 緊急交通路の通行が確認でき次第	・県内の被災状況や道路情報(関係機関等)	海上航路の確保	社会基盤対策部隊(公共土木対策班、農林水産対策班)	【発災3日以内】	・県内港湾・漁港の被災状況	<p>第2章 緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等の応急復旧 第1節 緊急の交通・輸送機能の確保（発災8） 第2項 主要対策項目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対策(活動)項目</th> <th>担当部隊(班)</th> <th>活動開始(準備)時期等</th> <th>重要な収集情報(収集先)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路交通情報・被害情報の収集</td> <td>社会基盤対策部隊(公共土木対策班) 警察部隊</td> <td>【発災1時間以内】 情報収集体制が整い次第</td> <td>・道路や交通安全施設の損壊・被害情報等(道路管理者等)</td> </tr> <tr> <td>道路パトロールと緊急時の措置</td> <td>社会基盤対策部隊(公共土木対策班)</td> <td>【発災12時間以内】 発災後速やかに</td> <td>・県内の被災状況や道路情報(関係機関等)</td> </tr> <tr> <td><u>緊急輸送道路等の確保</u></td> <td>社会基盤対策部隊(公共土木対策班)</td> <td>【発災24時間以内】 <u>緊急輸送道路等の確保体制が整い次第</u></td> <td>・県内の被災状況や道路情報(関係機関等)</td> </tr> <tr> <td>交通規制の実施(緊急交通路の指定)</td> <td>警察部隊</td> <td>【発災24時間以内】 緊急交通路の通行が確認でき次第</td> <td>・県内の被災状況や道路情報(関係機関等)</td> </tr> <tr> <td>海上航路の確保</td> <td>社会基盤対策部隊(公共土木対策班、農林水産対策班)</td> <td>【発災3日以内】</td> <td>・県内港湾・漁港の被災状況</td> </tr> </tbody> </table>	対策(活動)項目	担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)	道路交通情報・被害情報の収集	社会基盤対策部隊(公共土木対策班) 警察部隊	【発災1時間以内】 情報収集体制が整い次第	・道路や交通安全施設の損壊・被害情報等(道路管理者等)	道路パトロールと緊急時の措置	社会基盤対策部隊(公共土木対策班)	【発災12時間以内】 発災後速やかに	・県内の被災状況や道路情報(関係機関等)	<u>緊急輸送道路等の確保</u>	社会基盤対策部隊(公共土木対策班)	【発災24時間以内】 <u>緊急輸送道路等の確保体制が整い次第</u>	・県内の被災状況や道路情報(関係機関等)	交通規制の実施(緊急交通路の指定)	警察部隊	【発災24時間以内】 緊急交通路の通行が確認でき次第	・県内の被災状況や道路情報(関係機関等)	海上航路の確保	社会基盤対策部隊(公共土木対策班、農林水産対策班)	【発災3日以内】	・県内港湾・漁港の被災状況
対策(活動)項目	担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)																																														
道路交通情報・被害情報の収集	社会基盤対策部隊(公共土木対策班) 警察部隊	【発災1時間以内】 情報収集体制が整い次第	・道路や交通安全施設の損壊・被害情報等(道路管理者等)																																														
道路パトロールと緊急時の措置	社会基盤対策部隊(公共土木対策班)	【発災12時間以内】 発災後速やかに	・県内の被災状況や道路情報(関係機関等)																																														
緊急輸送道路の確保	社会基盤対策部隊(公共土木対策班)	【発災24時間以内】 緊急輸送道路の確保体制が整い次第	・県内の被災状況や道路情報(関係機関等)																																														
交通規制の実施(緊急交通路の指定)	警察部隊	【発災24時間以内】 緊急交通路の通行が確認でき次第	・県内の被災状況や道路情報(関係機関等)																																														
海上航路の確保	社会基盤対策部隊(公共土木対策班、農林水産対策班)	【発災3日以内】	・県内港湾・漁港の被災状況																																														
対策(活動)項目	担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)																																														
道路交通情報・被害情報の収集	社会基盤対策部隊(公共土木対策班) 警察部隊	【発災1時間以内】 情報収集体制が整い次第	・道路や交通安全施設の損壊・被害情報等(道路管理者等)																																														
道路パトロールと緊急時の措置	社会基盤対策部隊(公共土木対策班)	【発災12時間以内】 発災後速やかに	・県内の被災状況や道路情報(関係機関等)																																														
<u>緊急輸送道路等の確保</u>	社会基盤対策部隊(公共土木対策班)	【発災24時間以内】 <u>緊急輸送道路等の確保体制が整い次第</u>	・県内の被災状況や道路情報(関係機関等)																																														
交通規制の実施(緊急交通路の指定)	警察部隊	【発災24時間以内】 緊急交通路の通行が確認でき次第	・県内の被災状況や道路情報(関係機関等)																																														
海上航路の確保	社会基盤対策部隊(公共土木対策班、農林水産対策班)	【発災3日以内】	・県内港湾・漁港の被災状況																																														

旧	新																																				
<p>第3部 発災後対策 第2章 緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等の応急復旧 第3節 ライフライン施設の復旧・保全（発災10） 第2項 主要対策項目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対策(活動)項目</th> <th>担当部隊(班)</th> <th>活動開始(準備)時期等</th> <th>重要な収集情報(収集先)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被害情報の収集と応急復旧に向けた準備</td> <td>社会基盤対策部隊(水道・工業用水道班、公共土木対策班)</td> <td>【発災1時間以内】 発災後速やかに</td> <td>・施設の被害状況(水道事務所、流域下水道事務所)</td> </tr> <tr> <td>施設の応急対策活動</td> <td>社会基盤対策部隊(水道・工業用水道班、公共土木対策班)</td> <td>【発災12時間以内】 被災状況とりまとめ後速やかに</td> <td>・施設の被害及び復旧状況(水道事務所、流域下水道事務所)</td> </tr> <tr> <td>市町水道施設応急復旧活動支援</td> <td>被災者支援部隊(水道応援班)</td> <td>【発災24時間以内】 応援要請があり次第速やかに</td> <td>・市町水道施設被害状況及び要請情報(市町)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(新規)</p>	対策(活動)項目	担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)	被害情報の収集と応急復旧に向けた準備	社会基盤対策部隊(水道・工業用水道班、公共土木対策班)	【発災1時間以内】 発災後速やかに	・施設の被害状況(水道事務所、流域下水道事務所)	施設の応急対策活動	社会基盤対策部隊(水道・工業用水道班、公共土木対策班)	【発災12時間以内】 被災状況とりまとめ後速やかに	・施設の被害及び復旧状況(水道事務所、流域下水道事務所)	市町水道施設応急復旧活動支援	被災者支援部隊(水道応援班)	【発災24時間以内】 応援要請があり次第速やかに	・市町水道施設被害状況及び要請情報(市町)	<p>第3部 発災後対策 第2章 緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等の応急復旧 第3節 ライフライン施設の復旧・保全（発災10） 第2項 主要対策項目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対策(活動)項目</th> <th>担当部隊(班)</th> <th>活動開始(準備)時期等</th> <th>重要な収集情報(収集先)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被害情報の収集と応急復旧に向けた準備</td> <td>社会基盤対策部隊(水道・工業用水道班、公共土木対策班)</td> <td>【発災1時間以内】 発災後速やかに</td> <td>・施設の被害状況(水道事務所、流域下水道事務所)</td> </tr> <tr> <td>施設の応急対策活動</td> <td>社会基盤対策部隊(水道・工業用水道班、公共土木対策班)</td> <td>【発災12時間以内】 被災状況とりまとめ後速やかに</td> <td>・施設の被害及び復旧状況(水道事務所、流域下水道事務所)</td> </tr> <tr> <td>市町水道施設応急復旧活動支援</td> <td>被災者支援部隊(水道応援班)</td> <td>【発災24時間以内】 応援要請があり次第速やかに</td> <td>・市町水道施設被害状況及び要請情報(市町)</td> </tr> <tr> <td style="background-color: yellow;">電力事業者・通信事業者施設応急復旧活動支援</td> <td style="background-color: yellow;">社会基盤対策部隊(公共土木対策班、農林水産対策班)</td> <td style="background-color: yellow;">【発災24時間以内】 応援要請があり後速やかに</td> <td style="background-color: yellow;">・電気・通信施設被害状況及び要請情報(電力事業者・通信事業者)</td> </tr> </tbody> </table>	対策(活動)項目	担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)	被害情報の収集と応急復旧に向けた準備	社会基盤対策部隊(水道・工業用水道班、公共土木対策班)	【発災1時間以内】 発災後速やかに	・施設の被害状況(水道事務所、流域下水道事務所)	施設の応急対策活動	社会基盤対策部隊(水道・工業用水道班、公共土木対策班)	【発災12時間以内】 被災状況とりまとめ後速やかに	・施設の被害及び復旧状況(水道事務所、流域下水道事務所)	市町水道施設応急復旧活動支援	被災者支援部隊(水道応援班)	【発災24時間以内】 応援要請があり次第速やかに	・市町水道施設被害状況及び要請情報(市町)	電力事業者・通信事業者施設応急復旧活動支援	社会基盤対策部隊(公共土木対策班、農林水産対策班)	【発災24時間以内】 応援要請があり後速やかに	・電気・通信施設被害状況及び要請情報(電力事業者・通信事業者)
対策(活動)項目	担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)																																		
被害情報の収集と応急復旧に向けた準備	社会基盤対策部隊(水道・工業用水道班、公共土木対策班)	【発災1時間以内】 発災後速やかに	・施設の被害状況(水道事務所、流域下水道事務所)																																		
施設の応急対策活動	社会基盤対策部隊(水道・工業用水道班、公共土木対策班)	【発災12時間以内】 被災状況とりまとめ後速やかに	・施設の被害及び復旧状況(水道事務所、流域下水道事務所)																																		
市町水道施設応急復旧活動支援	被災者支援部隊(水道応援班)	【発災24時間以内】 応援要請があり次第速やかに	・市町水道施設被害状況及び要請情報(市町)																																		
対策(活動)項目	担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)																																		
被害情報の収集と応急復旧に向けた準備	社会基盤対策部隊(水道・工業用水道班、公共土木対策班)	【発災1時間以内】 発災後速やかに	・施設の被害状況(水道事務所、流域下水道事務所)																																		
施設の応急対策活動	社会基盤対策部隊(水道・工業用水道班、公共土木対策班)	【発災12時間以内】 被災状況とりまとめ後速やかに	・施設の被害及び復旧状況(水道事務所、流域下水道事務所)																																		
市町水道施設応急復旧活動支援	被災者支援部隊(水道応援班)	【発災24時間以内】 応援要請があり次第速やかに	・市町水道施設被害状況及び要請情報(市町)																																		
電力事業者・通信事業者施設応急復旧活動支援	社会基盤対策部隊(公共土木対策班、農林水産対策班)	【発災24時間以内】 応援要請があり後速やかに	・電気・通信施設被害状況及び要請情報(電力事業者・通信事業者)																																		
<p>第2章 緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等の応急復旧 第3節 ライフライン施設の復旧・保全（発災10） 第3項 対策 ■県が実施する対策 2 施設の応急対策活動（社会基盤対策部隊<水道・工業用水道班>） 災害時における応急対策の円滑な推進にあたっては、応急連絡体制の確立、人員、車両、必要資機材等の確保並びに配備体制の整備を図る。（推進計画） (1) 応急復旧体制の確立 水道施設の被害の状況により、受水市町の対策本部と密接な連絡を保ちながら応急復旧活動を行う。 (2) 情報連絡体制の確保 発災後の混乱した状況下では有線による通信連絡が不可能となることが予想されるため、県防災通信ネットワーク等を活用して応急連絡体制の確立を図る。 (3) 動員体制の確立 応急復旧に従事する人員の確保を図るため動員体制を確立する。 (4) 応援協定養成 「日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定」、「近畿2府5県の府県営及び大規模水道用水供給事業者の震災時等の相互応援に関する覚書」等により他の公共団体に応援を求めるほか、資機材メーカーなどの関係会社等に協力を要請する。</p>	<p>第2章 緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等の応急復旧 第3節 ライフライン施設の復旧・保全（発災10） 第3項 対策 ■県が実施する対策 【水道】 2 施設の応急対策活動（社会基盤対策部隊<水道・工業用水道班>） 災害時における応急対策の円滑な推進にあたっては、応急連絡体制の確立、人員、車両、必要資機材等の確保並びに配備体制の整備を図る。（推進計画） (1) 応急復旧体制の確立 水道施設の被害の状況により、受水市町の対策本部と密接な連絡を保ちながら応急復旧活動を行う。 (2) 情報連絡体制の確保 発災後の混乱した状況下では有線による通信連絡が不可能となることが予想されるため、県防災通信ネットワーク等を活用して応急連絡体制の確立を図る。 (3) 動員体制の確立 応急復旧に従事する人員の確保を図るため動員体制を確立する。 (4) 応援要請等 「日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定」、「近畿2府5県の府県営及び大規模水道用水供給事業者の震災時等の相互応援に関する覚書」等により他の公共団体に応援を求めるほか、資機材メーカーなどの関係会社等に協力を要請する。</p>																																				

旧	新
<p>(新規)</p>	<p>【電力・通信】 1 電力事業者・通信事業者施設応急復旧活動支援（社会基盤対策部隊＜公共土木対策班、農林水産対策班＞） 被害の状況に応じて、一般送配電事業者が行う復旧作業に必要な進入路上の支障となる樹木、土砂の障害物の除去などの啓開作業を行う。</p>
<p>第3章 救助・救急及び医療・救護活動 第2節 医療・救護活動（発災14） 第3項 対策 2 医療・救護活動 (8) 災害時こころのケア活動（保健医療部隊＜医療活動支援班＞） 被災者のこころのケアについては、発災初期は、D P A T調整本部を中心に活動を行い避難所等の支援を展開する。発災後中長期においては、段階的に地域の精神保健活動に引継ぐ。 ア 情報収集・情報発信・精神保健ニーズの把握 被災地域における精神保健に関する情報収集及び情報発信、ニーズの把握を行う。 イ こころのケア活動計画立案への助言 保健所、市町が作成するこころのケア活動計画（活動期間・地域・内容等）の立案に際してその求めに応じ必要な助言を行う。 ウ こころのケア啓発教材等の資料の提供 保健所、市町が集団及び個人に行う心理的応急ケアに係る啓発活動に際し、必要な資料の提供を行う。 エ 保健所・市町への精神保健活動に関する助言 保健所、市町が実施する、「被災地域の精神科医療体制の現状把握、被災者への心理的応急ケア、平常時にリストアップされた要援護者の状況の把握、障害福祉サービス事業所等の状況把握、被災者の心理的健康調査の準備、救護所への精神科医療機能の設置検討、遺族・安否不明者の家族への支援」などの活動に際して助言を行う。</p>	<p>第3章 救助・救急及び医療・救護活動 第2節 医療・救護活動（発災14） 第3項 対策 2 医療・救護活動 (8) 災害時こころのケア活動（保健医療部隊＜医療活動支援班＞） 被災者のこころのケアについては、発災初期は、D P A T調整本部を中心に活動を行い避難所等の支援を展開する。発災後中長期においては、段階的に地域の精神保健活動に引継ぐ。</p> <p>(削除)</p>
<p>第4章 避難及び被災者支援等の活動 第1節 避難の指示等及び避難場所・避難所の確保・運営（発災15） 第3項 対策 ■県が実施する対策 3 避難所の開設及び運営支援 (7) 救援物資情報の収集及び提供（救援物資部隊＜物資活動班＞） 市町・地方部を通じ、市町物資拠点・避難所における救援物資要請情報の収集及び救援物資の供給情報の提供を行う。</p>	<p>第4章 避難及び被災者支援等の活動 第1節 避難の指示等及び避難場所・避難所の確保・運営（発災15） 第3項 対策 ■県が実施する対策 3 避難所の開設及び運営支援 (7) 救援物資情報の収集及び提供（救援物資部隊＜物資活動班＞） 物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、市町・地方部と地域内輸送拠点（市町物資拠点）・避難所における救援物資要請情報の収集及び救援物資の供給情報の提供を行う。</p>

三重県地域防災計画（地震・津波対策編）令和3年3月修正案 新旧対照表

旧	新
<p>■市町が実施する対策</p> <p>5 避難所の開設及び運営</p> <p>(4) 避難所の運営及び管理</p> <p>避難所の運営及び管理にあたっては、各市町及び各避難所の避難所運営マニュアルに沿って行うが、特に次の点に留意して、適切な管理を行う。</p> <p>② 避難所の運営に積極的に女性を参画させるとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。</p> <p>④ 被災地、特に避難所においては、生活環境の激変に伴い、被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つよう努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じて救護所を設ける。</p> <p>(新規)</p>	<p>■市町が実施する対策</p> <p>5 避難所の開設及び運営</p> <p>(4) 避難所の運営及び管理</p> <p>避難所の運営及び管理にあたっては、各市町及び各避難所の避難所運営マニュアルに沿って行うが、特に次の点に留意して、適切な管理を行う。</p> <p>② 避難所の運営に積極的に女性を参画させるとともに、男女のニーズの違いなど多様な視点に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。</p> <p>④ 被災地、特に避難所においては、生活環境の激変に伴い、被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つよう努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じて救護所を設ける。また、感染症予防に配慮した避難所運営に努める。</p> <p>⑩ 感染対策として、密閉空間・密集場所・密接場面を減らすことや一人あたりの占有スペースの確保、体調管理、ゾーン分け等に努める。</p>
<p>第2節 避難行動要支援者・要配慮者対策（発災16）</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>3 避難所等への専門職員等の派遣（被災者支援部隊<避難者支援班、ボランティア班>）</p> <p>(1) 保健師の派遣</p> <p>市町と連携して、要配慮者の健康管理を図るために避難所等を巡回し、被災者のニーズに対応した保健師活動を行う。また、被害の規模に応じ、県内市町又は関係団体並びに他県等に対し応援要請を行う。</p> <p>(2) 管理栄養士等の派遣</p> <p>市町が行う要配慮者に対する栄養相談・指導を支援する。 また、要配慮者に対し、特別用途食品等を適切に供給できる体制づくりの支援を行う。</p> <p>(新規)</p> <p>(3) 手話通訳者・要約筆記者の派遣</p> <p>三重県聴覚障害者支援センターが中心となって、市町と連携し、避難所等へ手話通訳者・要約筆記者等を派遣する。</p> <p>(4) 通訳者等の派遣</p> <p>みえ災害時多言語支援センターが中心となって、市町、NPO団体、ボランティア等と連携し、避難所等へ通訳者等を派遣する。</p>	<p>第2節 避難行動要支援者・要配慮者対策（発災16）</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>3 避難所等への保健師等の派遣（被災者支援部隊<避難者支援班>）</p> <p>災害時における保健衛生職員等の応援要請の確認及び派遣調整を行う。県内の応援のみでは対応が困難な場合、他県等へ応援要請を行う。</p> <p>(1) 保健師等チームの派遣</p> <p>被災地住民の健康レベルの向上を図ることを目的に、市町及び管轄保健所の指揮下において、在宅、避難所、福祉避難所、応急仮設住宅等における医療・保健・福祉ニーズ（健康ニーズ）を収集し、地域住民に対する公衆衛生施策を実行する。</p> <p>(2) 管理栄養士等の派遣</p> <p>公益社団法人三重県栄養士会等関係団体の協力を得て、特殊栄養食品ステーションを拠点に、食事に配慮が必要な被災者へ、特別用途食品等を適切に供給できる体制づくりの支援を行う。</p> <p>(3) 三重県災害派遣福祉チーム（三重県DWAT）の派遣</p> <p>三重県内で一定期間避難所の設置を継続するような規模の災害が発生した場合には、三重県、三重県社会福祉協議会、福祉関係団体等の協働により、三重県災害福祉支援ネットワーク本部を設置し、三重県災害派遣福祉チーム（三重県DWAT）を派遣する。</p> <p>4 避難所等へのその他の専門職員等の派遣（被災者支援部隊<避難者支援班、ボランティア班>）</p> <p>(1) 手話通訳者・要約筆記者の派遣</p> <p>三重県聴覚障害者支援センターが中心となって、市町と連携し、避難所等へ手話通訳者・要約筆記者等を派遣する。</p> <p>(2) 通訳者等の派遣</p> <p>みえ災害時多言語支援センターが中心となって、市町、NPO団体、ボランティア等と連携し、避難所等へ通訳者等を派遣する。</p>

三重県地域防災計画（地震・津波対策編）令和3年3月修正案 新旧対照表

旧	新
<p>(5) 災害ボランティアの派遣 要配慮者を支援するため、介護、通訳など、専門的な資格や技術を活かした活動を行う専門ボランティアを募集し、派遣する。</p> <p>4 市町からの要請に対する支援（被災者支援部隊<避難者支援班>） 市町から、要配慮者に関連して、応援職員の派遣や食料・生活必需品の供給等の要請があった場合は、支援を行う。</p> <p>5 公営住宅等の要配慮者への優先提供(被災者支援部隊<応急住宅班>) 公営住宅等を被災者に提供するにあたっては、要配慮者を優先する。</p> <p>6 介護職員等の受入れに係る調整本部による対応（被災者支援部隊<避難者支援班>） 県内で大規模災害が発生し、広域応援を要請する必要がある場合に、三重県社会福祉協議会と協議のうえ、調整本部を設置する。 調整本部は、県、三重県社会福祉協議会及び関係団体で構成し、マッチングのための調整を行う。</p>	<p>(3) 災害ボランティアの派遣 要配慮者を支援するため、介護、通訳など、専門的な資格や技術を活かした活動を行う専門ボランティアを募集し、派遣する。</p> <p>5 市町からの要請に対する支援（被災者支援部隊<避難者支援班>） 市町から、要配慮者に関連して、応援職員の派遣や食料・生活必需品の供給等の要請があった場合は、支援を行う。</p> <p>6 公営住宅等の要配慮者への優先提供(被災者支援部隊<応急住宅班>) 公営住宅等を被災者に提供するにあたっては、要配慮者を優先する。</p> <p>7 介護職員等の受入れに係る調整本部による対応（被災者支援部隊<避難者支援班>） 県内で大規模災害が発生し、広域応援を要請する必要がある場合に、三重県社会福祉協議会と協議のうえ、調整本部を設置する。 調整本部は、県、三重県社会福祉協議会及び関係団体で構成し、マッチングのための調整を行う。</p>
<p>第3節 学校・園における児童生徒等の安全確保（発災17）</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>3 県立学校及び市町への支援（被災者支援部隊<教育対策班>） 県立学校と連絡を密に取り、必要に応じ、職員の派遣や物資の供給等の調整を行う。 また、市町等教育委員会から要請があった場合、必要な支援に努める。</p>	<p>第3節 学校・園における児童生徒等の安全確保（発災17）</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>3 県立学校及び市町への支援（被災者支援部隊<教育対策班>） 県立学校と連絡を密に取り、必要に応じ、職員の派遣や物資の供給等の調整を行う。 また、市町等教育委員会から要請があった場合、必要な支援に努める。 学校に設置された避難所の運営や学校再開に向けた業務、児童生徒等の心のケア等を自力で行えない学校がある場合、学校長または市町等教育委員会と調整の上、「三重県災害時学校支援チーム」を派遣し、学校の支援を行う。</p>

三重県地域防災計画（地震・津波対策編）令和3年3月修正案 新旧対照表

旧				新			
第5章 救援物資等の供給 第2節 救援物資等の供給（発災23） 第2項 主要対策項目				第5章 救援物資等の供給 第2節 救援物資等の供給（発災23） 第2項 主要対策項目			
対策(活動)項目	担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)	対策(活動)項目	担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
物資要請情報の収集・整理・調整	救援物資部隊(物資支援班)	【発災12時間以内】	・市町からの物資要請(地方部、市町)	物資要請情報の収集・整理・調整	救援物資部隊(物資支援班)	【発災12時間以内】	・市町からの物資要請(地方部、市町)
支援物資の受入	救援物資部隊(物資支援班)	【発災24時間以内】 物資提供の申し出があり次第	・広域物資提供情報(他府県、国) ・物資拠点状況(地方部、市町)	支援物資の受入	救援物資部隊(物資支援班)	【発災24時間以内】 物資提供の申し出があり次第	・広域物資提供情報(他府県、国) ・物資拠点状況(地方部、市町)
物資等の調達	救援物資部隊(物資活動班)	【発災24時間以内】 市町で避難所開設後、速やかに	・物資確保状況(国、協定締結団体等) ・物資調達要請状況(地方部、市町)	物資等の調達	救援物資部隊(物資支援班、物資活動班)	【発災24時間以内】 市町で避難所開設後、速やかに	・物資確保状況(国、協定締結団体等) ・物資調達要請状況(地方部、市町)
物資等の供給	救援物資部隊(物資活動班)	【発災72時間以内】 市町から供給要請があった時点	・物資拠点状況(地方部、市町) ・物資配送状況(国、協定締結団体等)	物資等の供給	救援物資部隊(物資活動班)	【発災72時間以内】 市町から供給要請があった時点	・物資拠点状況(地方部、市町) ・物資配送状況(国、協定締結団体等)
燃料の確保	総括部隊(総括班)	【発災72時間以内】 燃料確保が困難になるおそれが認められた時点	・各部隊 ・三重県石油商業組合 ・三重県LPガス協会	燃料の確保	総括部隊(総括班)	【発災72時間以内】 燃料確保が困難になるおそれが認められた時点	・各部隊 ・三重県石油商業組合 ・三重県LPガス協会
第3項 対策 ■県が実施する対策 3 物資等の調達（救援物資部隊<物資支援班、物資活動班>） （2）生活必需品等の調達活動 ① 市町を通じ、在宅並びに避難所の避難者に対する生活必需品需要情報等を収集するとともに、他市町における備蓄量、県備蓄量、生活必需品等の調達に関する協定による調達可能生活必需品等数量、国や広域応援による他県等からの調達可能生活必需品等数量を把握し、被災市町への配分計画を策定する。 ⑤ さらに調達の必要がある場合は、応援協定に基づき他府県及び国に対して広域応援を要請する。				第3項 対策 ■県が実施する対策 3 物資等の調達（救援物資部隊<物資支援班、物資活動班>） （2）生活必需品等の調達活動 ① 市町を通じ、在宅並びに避難所の避難者に対する生活必需品需要情報等を収集するとともに、他市町における備蓄量、県備蓄量、生活必需品等の調達に関する協定による調達可能生活必需品等数量、国や広域応援による他県等からの調達可能生活必需品等数量を把握し、被災市町への配分計画を策定する。 なお、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、必要に応じ、マスク、消毒液や簡易ベッドなどの感染防止資機材について、配分計画に盛り込む。 ⑤ 県で調達できない場合は、基本法第86条の16第1項の規定に基づき国に対し必要な措置を講ずるよう要請するとともに、応援協定に基づき他府県に対して広域応援を要請する。			
4 物資等の供給（救援物資部隊<物資活動班、地方部救援物資班>）				4 物資等の供給（救援物資部隊<物資活動班>、地方部救援物資班）			

三重県地域防災計画（地震・津波対策編）令和3年3月修正案 新旧対照表

旧	新
<p>■市町が実施する対策</p> <p>3 生活必需品等の調達・供給活動</p> <p>(1) 避難者に対する生活必需品等の供給</p> <p>在宅並びに避難所の避難者に対し、以下の生活必需品等供給計画を参考に備蓄を活用した生活必需品等の提供に努めるとともに、不足した場合には、協定締結団体等から調達した生活必需品等や全国からの支援物資を避難者に供給する。</p> <p>【生活必需品等供給計画】</p> <p>生活必需品等の供給はおおむね次の計画を目安とし、災害の規模に応じて調整する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 地震発生～24時間以内： <ul style="list-style-type: none"> 医薬品（風邪薬、胃腸薬等一般的なもの）、乳幼児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク、おむつ（乳幼児用、成人用）、毛布、仮設トイレ、携帯・簡易トイレ等 地震発生24時間後～： <ul style="list-style-type: none"> 日用品雑貨（石鹸、タオル、歯ブラシ、歯磨き粉、トイレットペーパー、ゴミ袋、軍手、バケツ、洗剤、洗濯ロープ、洗濯バサミ、蚊取線香、携帯ラジオ、老眼鏡、雨具、ポリタンク、生理用品、ティッシュペーパー、ウェットティッシュ等）、衣料品（作業着、下着、靴下、運動靴等）、炊事用具（鍋、釜、やかん、包丁、缶切等）、食器（箸、スプーン、皿、茶碗、紙コップ、ほ乳ビン等）、光熱材料（ローソク、マッチ、懐中電灯、乾電池、LPガス容器一式、コンロ等付属器具、卓上ガスコンロ等）、その他（ビニールシート等）など 	<p>■市町が実施する対策</p> <p>3 生活必需品等の調達・供給活動</p> <p>(1) 避難者に対する生活必需品等の供給</p> <p>在宅並びに避難所の避難者に対し、以下の生活必需品等供給計画を参考に備蓄を活用した生活必需品等の提供に努めるとともに、不足した場合には、協定締結団体等から調達した生活必需品等や全国からの支援物資を避難者に供給する。</p> <p>【生活必需品等供給計画】</p> <p>生活必需品等の供給はおおむね次の計画を目安とし、災害の規模に応じて調整する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 地震発生～24時間以内： <ul style="list-style-type: none"> 医薬品（風邪薬、胃腸薬等一般的なもの）、乳幼児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク、おむつ（乳幼児用、成人用）、毛布、仮設トイレ、携帯・簡易トイレ、（※必要に応じて）感染防止資機材（マスク、消毒液、簡易ベッド、間仕切り等）等 地震発生24時間後～： <ul style="list-style-type: none"> 日用品雑貨（石鹸、タオル、歯ブラシ、歯磨き粉、トイレットペーパー、ゴミ袋、軍手、バケツ、洗剤、洗濯ロープ、洗濯バサミ、蚊取線香、携帯ラジオ、老眼鏡、雨具、ポリタンク、生理用品、ティッシュペーパー、ウェットティッシュ等）、衣料品（作業着、下着、靴下、運動靴等）、炊事用具（鍋、釜、やかん、包丁、缶切等）、食器（箸、スプーン、皿、茶碗、紙コップ、ほ乳ビン等）、光熱材料（ローソク、マッチ、懐中電灯、乾電池、LPガス容器一式、コンロ等付属器具、卓上ガスコンロ等）、その他（ビニールシート、ブルーシート等）など
<p>■その他の防災関係機関が実施する対策</p> <p><生活必需品等の調達に関する協定等締結団体の対策></p> <p>以下の団体については、県との協定に基づき、生活必需品等の供給を行う。</p> <p>1 生活必需品等の調達に関する協定締結団体</p> <ul style="list-style-type: none"> 株式会社一号館 スーパーサンシ株式会社 マックスバリュ中部株式会社 株式会社ぎゅーとら 株式会社オークワ 株式会社ヤマナカ イオンリテール株式会社東海・長野カンパニー ユニー株式会社 三重県生活協同組合連合会 NPO法人コメリ災害対策センター 三重県パン協同組合 株式会社ローソン 株式会社ファミリーマート 株式会社セブンイレブン・ジャパン 株式会社ケーヨー 株式会社総合サービス 	<p>■その他の防災関係機関が実施する対策</p> <p><生活必需品等の調達に関する協定等締結団体の対策></p> <p>以下の団体については、県との協定に基づき、生活必需品等の供給を行う。</p> <p>1 生活必需品等の調達に関する協定締結団体</p> <ul style="list-style-type: none"> 株式会社一号館 スーパーサンシ株式会社 マックスバリュ中部株式会社 株式会社ぎゅーとら 株式会社オークワ 株式会社ヤマナカ イオンリテール株式会社東海カンパニー 株式会社ジュンテンドー ユニー株式会社 三重県生活協同組合連合会 NPO法人コメリ災害対策センター 三重県パン協同組合 株式会社ローソン 株式会社ファミリーマート 株式会社セブンイレブン・ジャパン 株式会社ケーヨー 株式会社総合サービス 日本チェーンドラッグストア協会 中日本段ボール工業組合

三重県地域防災計画（地震・津波対策編）令和3年3月修正案 新旧対照表

旧	新
<p>第7章 復旧に向けた対策 第2節 住宅の保全・確保（発災28） 第3項 対策 ■県が実施する対策 3 応急仮設住宅等の確保 救助法が適用され、応急仮設住宅の確保等に関する市町長の要請があった場合、県は被災者の住宅確保対策のための体制を県災対本部に設け、以下の対策を講じる。 ただし、被災市町の状況を鑑み、救助法に基づく対策について、知事が市町長に委任する場 合がある。 （3）応急仮設住宅の建設（被災者支援部隊＜応急住宅班＞） 自らの資力では住宅を確保することができない避難者等に対しては、プレハブ建築協会、 全国木造建設事業協会、県建設業協会、日本木造住宅産業協会等と連携し、<u>市町が行う応急 仮設住宅の建設を支援し、一時的な居住の安定を図る。</u></p>	<p>第7章 復旧に向けた対策 第2節 住宅の保全・確保（発災28） 第3項 対策 ■県が実施する対策 3 応急仮設住宅等の確保 救助法が適用され、応急仮設住宅の確保等に関する市町長の要請があった場合、県は被災者 の住宅確保対策のための体制を県災対本部に設け、以下の対策を講じる。 ただし、被災市町の状況を鑑み、救助法に基づく対策について、知事が市町長に委任する場 合がある。 （3）応急仮設住宅の建設（被災者支援部隊＜応急住宅班＞） 自らの資力では住宅を確保することができない避難者等に対しては、プレハブ建築協会、 全国木造建設事業協会、県建設業協会、日本木造住宅産業協会等と連携し、<u>応急仮設住宅に による一時的な居住の安定を図る。市町に事務委任した場合には、市町が行う応急仮設 住宅の建築を支援する。</u></p>
<p>第3節 文教等対策（発災29） 第3項 対策 ■県が実施する対策 6 文化財・歴史的公文書等の保護（被災者支援部隊＜教育対策班＞） （2）応急対応 文化財・歴史的公文書等が被害を受けたときは、<u>県は国（文化庁）又は県文化財保護審議会 の指示・指導のもとに、市町教育委員会等並びに所有者、管理者及び管理団体に対して、被 災文化財・歴史的公文書等の保存、応急処置並びに被害拡大防止等の措置にかかる必要な指 示・助言を行う。</u></p>	<p>第3節 文教等対策（発災29） 第3項 対策 ■県が実施する対策 6 文化財・歴史的公文書等の保護（被災者支援部隊＜教育対策班＞） （2）応急対応 文化財・歴史的公文書等が被害を受けたときは、<u>県は必要に応じて国（文化庁）又は県文 化財保護審議会の指示・指導を求めるとともに、市町教育委員会等並びに所有者、管理者及 び管理団体に対して、被災文化財・歴史的公文書等の保存、応急処置並びに被害拡大防止等 の措置にかかる必要な指示・助言を行う。</u></p>

三重県地域防災計画（地震・津波対策編）令和3年3月修正案 新旧対照表

旧	新																																																																											
<p>第4部 復旧・復興対策 第1章 復旧・復興対策 第2節 被災者の生活再建に向けた支援（復興2） 第2項 対策 ■県と市町が連携して実施する対策 2 被災者の生活再建支援に向けた主な対策 (2) 被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給（防災対策部） イ 対象世帯と支給額 自然災害によりその居住する住宅が、a全壊世帯、b半壊又は敷地に被害が生じやむを得ず解体した世帯、c長期避難世帯、d大規模半壊した世帯に対し、住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）と住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）を支給する。</p>	<p>第4部 復旧・復興対策 第1章 復旧・復興対策 第2節 被災者の生活再建に向けた支援（復興2） 第2項 対策 ■県と市町が連携して実施する対策 2 被災者の生活再建支援に向けた主な対策 (2) 被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給（防災対策部） イ 対象世帯と支給額 自然災害によりその居住する住宅が、a全壊世帯、b半壊又は敷地に被害が生じやむを得ず解体した世帯、c長期避難世帯、d大規模半壊した世帯に対し、住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）と住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）を支給する。また、e中規模半壊した世帯に対しては、住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）を支給する。</p>																																																																											
<p>《複数世帯の場合》 (単位：万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>住宅の再建方法</th> <th>基礎支援金</th> <th>加算支援金</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">全壊世帯、半壊又は敷地に被害が生じ、やむを得ず解体した世帯、長期避難世帯</td> <td>建設・購入</td> <td>100</td> <td>200</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>補修</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>賃借（公営住宅以外）</td> <td>100</td> <td>50</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">大規模半壊した世帯</td> <td>建設・購入</td> <td>50</td> <td>200</td> <td>250</td> </tr> <tr> <td>補修</td> <td>50</td> <td>100</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>賃借（公営住宅以外）</td> <td>50</td> <td>50</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(新規)</p>	区 分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計	全壊世帯、半壊又は敷地に被害が生じ、やむを得ず解体した世帯、長期避難世帯	建設・購入	100	200	300	補修	100	100	200	賃借（公営住宅以外）	100	50	150	大規模半壊した世帯	建設・購入	50	200	250	補修	50	100	150	賃借（公営住宅以外）	50	50	100	<p>《複数世帯の場合》 (単位：万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>住宅の再建方法</th> <th>基礎支援金</th> <th>加算支援金</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">全壊世帯、半壊又は敷地に被害が生じ、やむを得ず解体した世帯、長期避難世帯</td> <td>建設・購入</td> <td>100</td> <td>200</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>補修</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>賃借（公営住宅以外）</td> <td>100</td> <td>50</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">大規模半壊した世帯</td> <td>建設・購入</td> <td>50</td> <td>200</td> <td>250</td> </tr> <tr> <td>補修</td> <td>50</td> <td>100</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>賃借（公営住宅以外）</td> <td>50</td> <td>50</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">中規模半壊した世帯</td> <td>建設・購入</td> <td>—</td> <td>100</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>補修</td> <td>—</td> <td>50</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>賃借（公営住宅以外）</td> <td>—</td> <td>25</td> <td>25</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計	全壊世帯、半壊又は敷地に被害が生じ、やむを得ず解体した世帯、長期避難世帯	建設・購入	100	200	300	補修	100	100	200	賃借（公営住宅以外）	100	50	150	大規模半壊した世帯	建設・購入	50	200	250	補修	50	100	150	賃借（公営住宅以外）	50	50	100	中規模半壊した世帯	建設・購入	—	100	100	補修	—	50	50	賃借（公営住宅以外）	—	25	25
区 分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計																																																																								
全壊世帯、半壊又は敷地に被害が生じ、やむを得ず解体した世帯、長期避難世帯	建設・購入	100	200	300																																																																								
	補修	100	100	200																																																																								
	賃借（公営住宅以外）	100	50	150																																																																								
大規模半壊した世帯	建設・購入	50	200	250																																																																								
	補修	50	100	150																																																																								
	賃借（公営住宅以外）	50	50	100																																																																								
区 分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計																																																																								
全壊世帯、半壊又は敷地に被害が生じ、やむを得ず解体した世帯、長期避難世帯	建設・購入	100	200	300																																																																								
	補修	100	100	200																																																																								
	賃借（公営住宅以外）	100	50	150																																																																								
大規模半壊した世帯	建設・購入	50	200	250																																																																								
	補修	50	100	150																																																																								
	賃借（公営住宅以外）	50	50	100																																																																								
中規模半壊した世帯	建設・購入	—	100	100																																																																								
	補修	—	50	50																																																																								
	賃借（公営住宅以外）	—	25	25																																																																								

三重県地域防災計画（地震・津波対策編）令和3年3月修正案 新旧対照表

旧					新																	
《単数世帯の場合》 (単位：万円)					《単数世帯の場合》 (単位：万円)																	
区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計	区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計													
全壊世帯、半壊又は敷地に被害が生じ、やむを得ず解体した世帯、長期避難世帯	建設・購入	75	150	225	全壊世帯、半壊又は敷地に被害が生じ、やむを得ず解体した世帯、長期避難世帯	建設・購入	75	150	225													
	補修	75	75	150		補修	75	75	150													
	賃借（公営住宅以外）	75	37.5	112.5		賃借（公営住宅以外）	75	37.5	112.5													
大規模半壊した世帯	建設・購入	37.5	150	187.5	大規模半壊した世帯	建設・購入	37.5	150	187.5													
	補修	37.5	75	112.5		補修	37.5	75	112.5													
	賃借（公営住宅以外）	37.5	37.5	75		賃借（公営住宅以外）	37.5	37.5	75													
(新規)					<table border="1"> <tr> <td rowspan="3">中規模半壊した世帯</td> <td>建設・購入</td> <td>—</td> <td>75</td> <td>75</td> </tr> <tr> <td>補修</td> <td>—</td> <td>37.5</td> <td>37.5</td> </tr> <tr> <td>賃借（公営住宅以外）</td> <td>—</td> <td>18.75</td> <td>18.75</td> </tr> </table>					中規模半壊した世帯	建設・購入	—	75	75	補修	—	37.5	37.5	賃借（公営住宅以外）	—	18.75	18.75
中規模半壊した世帯	建設・購入	—	75	75																		
	補修	—	37.5	37.5																		
	賃借（公営住宅以外）	—	18.75	18.75																		
<p>特別対策 東海地震に関する緊急対策</p> <p>第2章 緊急対策</p> <p>第3節 避難の指示等及び避難場所・避難所の確保（東海3）</p> <p>第2項 対策</p> <p>■その他の防災関係機関が実施する対策</p> <p><その他の防災関係機関が実施する対策></p> <p>1 避難計画の作成</p> <p>避難実施等措置者は、それぞれ避難地、避難路、避難方法、避難誘導責任者及び避難開始時期等を内容とする避難計画を、別に定める指針により作成し、地域住民、施設の利用者等に周知徹底し、避難の円滑化を図る。</p> <p>避難計画の策定にあたっては、避難行動要支援者や、観光客等の避難誘導、避難地での生活等に配慮するとともに、男女のニーズの違いを考慮のうえ、双方の視点に立った避難地運営に努めること。</p>					<p>特別対策 東海地震に関する緊急対策</p> <p>第2章 緊急対策</p> <p>第3節 避難の指示等及び避難場所・避難所の確保（東海3）</p> <p>第2項 対策</p> <p>■その他の防災関係機関が実施する対策</p> <p><その他の防災関係機関が実施する対策></p> <p>1 避難計画の作成</p> <p>避難実施等措置者は、それぞれ避難地、避難路、避難方法、避難誘導責任者及び避難開始時期等を内容とする避難計画を、別に定める指針により作成し、地域住民、施設の利用者等に周知徹底し、避難の円滑化を図る。</p> <p>避難計画の策定にあたっては、避難行動要支援者や、観光客等の避難誘導、避難地での生活等に配慮するとともに、男女のニーズの違いなど多様な視点に立った避難地運営に努めること。</p>																	